

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」の
改訂について（通知）

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」（令和 4 年
4 月 27 日付提示）について、別添のとおり改訂されましたのでお知らせします。

私立学校園におかれては、これらの内容をご確認いただき、今後の各学校園での対応の参考
としていただきますようお願いいたします。

記

【主な改定内容】

- 大阪モデルの各ステージに対応した「府立学校の教育活動等について」を整理（P. 5～）
- メリハリのあるマスクの着脱について、マスクの着用が不要な場面、積極的にマスクを外す
よう指導する場面を明示（P. 19～）

<マスクの着用が不要な場面>

（屋外）

- ・原則マスクの着用は不要（会話する際に十分な身体的距離が確保できない場合マスク着用を
推奨）

（換気が行われている屋内）

- ・会話がない場合
- ・会話する際でも、十分な身体的距離が確保できる場合
（会話する際に十分な身体的距離が確保できない場合にはマスク着用を推奨。また、換気が困
難な状況で、会話を行う場合はマスクの着用を推奨。）

- 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について対策例を修正（P. 29～）

- ・各教科等について、別添資料 11 を削除。活動の状況に応じて、換気、身体的距離の確保や
手洗いなどに留意して実施。（P. 30～）
- ・儀式的行事等について、保護者等の人数を制限しない。（P. 31～）
- ・給食については、食育等、教育的観点から「黙食」とする必要はない。（P. 32～）

【添付資料】

- 「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」の改訂について（通知）
（令和5年1月5日付け教小中第3089号（市町村教育室小中学校課長、教育振興室保健体育課長通知））
- ・「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」
（見え消し無し・有り）
- ・資料1～7

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

村岡、橋本（06-6941-0351 内線 4853）

幼稚園振興グループ

犬伏、菅（06-6941-0351 内線 4816）

専各振興グループ

山本、岸良（06-6941-0351 内線 4862）